

現行	変更案
<p>第1、第2 省略</p> <p>第3 魅力ある都市景観を創造するための方針</p> <p>1 関内地区全域の方針</p> <p>関内地区では、歴史的・文化的資産を保全・活用しながら、業務・商業機能を中心に、文化芸術創造活動など多様な機能が複合する多彩な都市活動が行われている。</p> <p>馬車道、山下公園通り、日本大通り、横浜中華街などの個性的な都市景観があり、緑の軸線構想、都心プロムナードなどの魅力的な歩行者空間の形成やオープンスペースの創出など、地元のまちづくり組織との協働などにより、様々な魅力づくりが図られてきた。また、<u>開港の歴史を伝える歴史的建造物や土木遺構などは、様々な手法により保全・活用が図られ、現在の関内地区の街並みに欠かせないものとなっている。</u></p> <p>このような関内地区の特徴を伸長しつつ、次の4つの方針に基づいて、関内地区の街並みをさらに魅力的なものとし、世界に誇れる横浜の顔づくりを行う。</p> <p>I わかりやすく、奥行きと賑わいのある界隈を巡り歩いて楽しめる街を創る</p> <p>II 関内地区の街並みの特徴を生かし、ミナト横浜を感じる眺望が楽しめる街を創る</p> <p>III 開港の歴史や文化の蓄積を活かしながら新しい文化を生み出す街を創る</p> <p>IV 多様な都市機能がコンパクトに複合する、活力ある街を創る</p>	<p>第1、第2 省略</p> <p>第3 魅力ある都市景観を創造するための方針</p> <p>1 関内地区全域の方針</p> <p>関内地区では、歴史的・文化的資産を保全・活用しながら、業務・商業機能を中心に、<u>国際的な産学連携機能や観光・集客機能、文化芸術創造活動など多様な機能が複合する多彩な都市活動が行われている。</u></p> <p>馬車道、山下公園通り、日本大通り、横浜中華街などの個性的な都市景観があり、緑の軸線構想、都心プロムナードなどの魅力的な歩行者空間の形成やオープンスペースの創出など、地元のまちづくり組織との協働などにより、様々な魅力づくりが図られてきた。また、<u>開港の歴史や戦後の都市発展の歴史を伝える歴史的建造物、土木遺構などの保全・活用や、時代に応じた魅力と活力ある建物の誘導により、古い建物と新しい建物が調和して共存する独自の魅力的な街並みを形成している。</u></p> <p>このような関内地区の特徴を伸長しつつ、次の4つの方針に基づいて、関内地区の街並みをさらに魅力的なものとし、世界に誇れる横浜の顔づくりを行う。</p> <p>I わかりやすく、奥行きと賑わいのある界隈を巡り歩いて楽しめる街を創る</p> <p>II 関内地区の街並みの特徴を生かし、ミナト横浜を感じる眺望が楽しめる街を創る</p> <p>III 開港の歴史や文化の蓄積を活かしながら新しい文化を生み出す街を創る</p> <p>IV 多様な都市機能がコンパクトに複合する、活力ある街を創る</p>

現行	変更案
<p>2 地区別の方針 関内地区全域の方針のほかに、地区ごとの方針は次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (3) 省略</p> <p>(4) 市庁舎前面特定地区 <u>関内地区の玄関口として、市庁舎やくすのき広場と調和した街並みとゆとりある空間を形成する。</u></p> <p>(5) 北仲通り北<u>準</u>特定地区 省略</p> <p>(6) 北仲通り南<u>準</u>特定地区 省略</p> <p>(7) ～ (10) 省略</p> <p>(11) 関内駅前<u>準</u>特定地区 <u>関内地区の玄関口としての活気と賑わいのある景観を創出し、ゆとりある空間を形成する。</u></p> <p>(12) 関内西<u>準</u>特定地区 省略</p> <p>(13) 山下公園 省略</p> <p>(14) 横浜公園 省略</p> <p>第4 都市景観形成行為</p>	<p>2 地区別の方針 関内地区全域の方針のほかに、地区ごとの方針は次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (3) 省略</p> <p>(4) 関内駅前特定地区 <u>開港以来横浜の発展をけん引してきた地区としての歴史性を継承し、関内地区の玄関口としての風格や、活気と賑わいのある景観を創出し、魅力的でゆとりある空間を形成する。</u></p> <p>(5) 北仲通り北特定地区 省略</p> <p>(6) 北仲通り南特定地区 省略</p> <p>(7) ～ (10) 省略</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(11) 関内西<u>準</u>特定地区 省略</p> <p>(12) 山下公園 省略</p> <p>(13) 横浜公園 省略</p> <p>第4 都市景観形成行為</p>

現行	変更案
<p>次に掲げる行為を都市景観形成行為とする。</p> <p>(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転（<u>増築又は改築については、外観の変更を伴わないものは除く。</u>）</p> <p>(2) ～ (5) 省略</p>	<p>次に掲げる行為を都市景観形成行為とする。</p> <p>(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転（<u>外観の変更を伴わない増築若しくは改築又は仮設建築物のうち工事現場事務所若しくは催事等のために一時的に設置するもので景観への影響が少ないと市長が認めるものは除く。</u>）</p> <p>(2) ～ (5) 省略</p>
<p>第5 省略</p>	<p>第5 省略</p>
<p>第6 行為指針</p>	<p>第6 行為指針</p>
<p>1 関内地区全域の行為指針</p>	<p>1 関内地区全域の行為指針</p>
<p>(1) ～ (7) 省略</p>	<p>(1) ～ (7) 省略</p>
<p>(8) 港や丘などからの眺望景観が魅力的になるよう工夫する。</p> <p>ア 省略</p>	<p>(8) 港や丘などからの眺望景観が魅力的になるよう工夫する。</p> <p>ア 省略</p>
<p>イ 都市景観協議地区図に示す横浜三塔への魅力ある眺望景観の創出</p> <p>(ア) 前景エリアの建築物等は、「横浜三塔への眺望の視点場」から眺望対象を望めるデザインを工夫する。</p> <p>(イ) ～ (カ) 省略</p>	<p>イ 都市景観協議地区図に示す横浜三塔への魅力ある眺望景観の創出</p> <p>(ア) 前景エリアの建築物等は、「横浜三塔への眺望の視点場」から眺望対象を望める<u>よう</u>、デザインを工夫する。</p> <p>(イ) ～ (カ) 省略</p>
<p>(9)、(10) 省略</p>	<p>(9)、(10) 省略</p>
<p>2 地区別の行為指針</p>	<p>2 地区別の行為指針</p>

現行	変更案
<p>関内地区全域の行為指針のほかに、計画図に示す地区ごとの方針は次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (3) 省略</p> <p>(4) <u>市庁舎前面特定地区</u></p> <p>ア <u>市庁舎やくすのき広場と調和した外観の建築物が良好な景観を形成し、関内地区の玄関口としての風格ある街並みを形成する。</u></p> <p>イ <u>大通り公園から横浜公園へとつながる緑の軸線沿いの魅力ある歩行者空間やくすのき広場などのゆとりある空間を創出する。</u></p> <p>ウ <u>市庁舎前面特定地区の格調を高め、活力と賑わいを創出する商業・業務の機能の導入を推進し、特に建築物の低層部には、積極的に賑わいを形成する。</u></p> <p>エ 中層、高層の建築物は、魅力と品格のある眺望景観を形成する。</p> <p>オ 関内駅南口では、<u>関内地区の玄関口としての風格とくすのき広場につながる潤いとゆとりある街路空間を形成する。</u></p> <p>カ <u>屋外広告物は、市庁舎とくすのき広場及び横浜公園の景観と調和した落ち着いたものにし、かつ、歩行者に圧迫感を与えない規模、位置、デザインにする。</u></p> <p>(5) <u>北仲通り北準特定地区</u> 省略</p> <p>(6) <u>北仲通り南準特定地区</u></p>	<p>関内地区全域の行為指針のほかに、計画図に示す地区ごとの方針は次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (3) 省略</p> <p>(4) <u>関内駅前特定地区</u></p> <p>ア <u>周囲の街並みと調和した外観の建築物が良好な景観を形成し、関内地区の玄関口としての風格や、商業機能等による活気と賑わいのある空間を形成する。</u></p> <p>イ <u>大通り公園から横浜公園、さらに海沿いへとつながる緑の軸線沿いの魅力ある歩行者空間を形成する。</u></p> <p>ウ <u>関内駅前特定地区の格調を高め、活力と賑わいを創出する商業・業務の機能の導入を推進し、特に建築物の低層部には、積極的に賑わいを形成する。</u></p> <p>エ 中層、高層の建築物は、魅力と品格のある眺望景観を形成する。</p> <p>オ 関内駅南口では、<u>関内地区の玄関口としての風格とゆとりある街路空間を形成する。</u></p> <p>カ <u>屋外広告は、関内駅南口及びみなと大通りに面して魅力ある景観を形成し、かつ、歩行者に圧迫感を与えない規模、位置、デザインにする。</u></p> <p>(5) <u>北仲通り北特定地区</u> 省略</p> <p>(6) <u>北仲通り南特定地区</u></p>

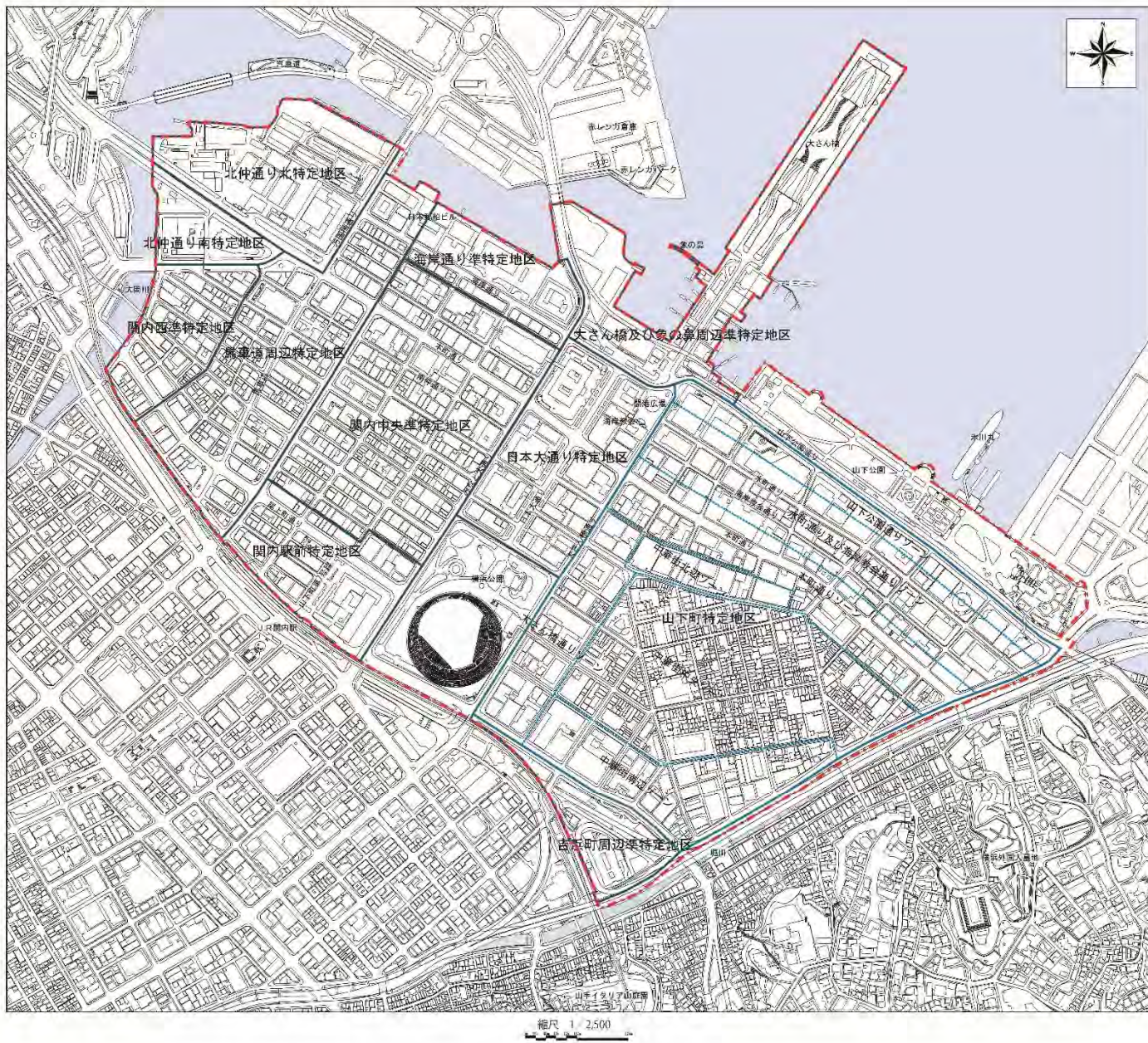
現行	変更案
<p>省略</p> <p>(7) ～ (10) 省略</p> <p><u>(11) 関内駅前準特定地区</u></p> <p><u>ア 商業機能による賑わいの創出と関内地区の玄関口としてのゆとりある空間を形成する。</u></p> <p><u>イ 中高層、高層の建築物は、魅力と品格のある眺望景観を形成する。</u></p> <p><u>(12) 関内西準特定地区</u></p> <p>ア 馬車道周辺特定地区や北仲通り北準特定地区、北仲通り南準特定地区と融和し、桜木町駅からの関内地区の玄関口となる地区として、賑わいの連続性を創出する。</p> <p>イ 省略</p>	<p>省略</p> <p>(7) ～ (10) 省略</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(11) 関内西準特定地区</u></p> <p>ア 馬車道周辺特定地区や北仲通り北特定地区、北仲通り南特定地区と融和し、桜木町駅からの関内地区の玄関口となる地区として、賑わいの連続性を創出する。</p> <p>イ 省略</p>

都市協議地区図1

現行



変更案



都市協議地区図2

現行



- 関内地区都市景観協議地区
 - <歩行者ネットワーク街路>
 - 関内地区の各エリアを結ぶネットワーク街路
 - (補助ネットワーク街路)
 - 商業のネットワーク街路
 - (補助ネットワーク街路)
 - 水際線のネットワーク街路
 - (補助ネットワーク街路)
 - ゆとりある交差点の創出
 - 水際の親水性が求められる部分
- 図名：都市景観協議地区図2
歩行者ネットワーク・広場等

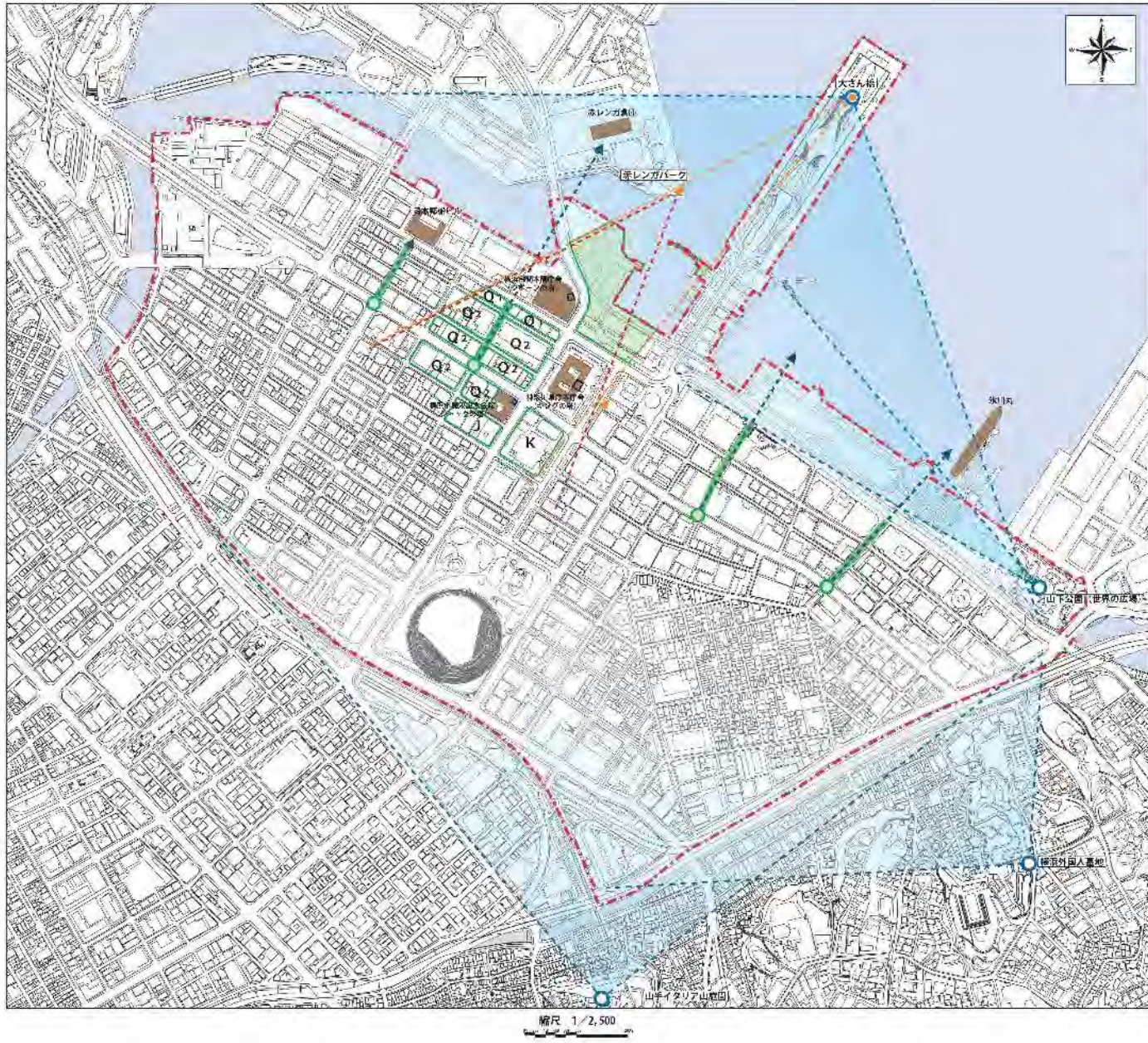
変更案



- 関内地区都市景観協議地区
 - <歩行者ネットワーク街路>
 - 関内地区の各エリアを結ぶネットワーク街路
 - (補助ネットワーク街路)
 - 商業のネットワーク街路
 - (補助ネットワーク街路)
 - 水際線のネットワーク街路
 - (補助ネットワーク街路)
 - ゆとりある交差点の創出
 - 水際の親水性が求められる部分
- 図名：都市景観協議地区図2
歩行者ネットワーク・広場等

都市協議地区図3

現行



- 関内地区都市景観協議地区
- <見通し景観>
 - 見通し景観形成街路
 - 視点場となる交差点
 - ← 見通し景観の向き
- <眺望の視点場>
 - 眺望の視点場
 - 眺望景観の向き
- <横浜三塔への眺望の視点場>
 - 横浜三塔への眺望の視点場
 - 赤レンガパークの視点場からの眺望の向き
 - 大さん橋の視点場からの眺望の向き
- 前景エリア
- 後景エリア
 K：キングの塔の後景エリア
 Q1, Q2：クイーンの塔の後景エリア
 J：ジャックの塔の後景エリア
- 眺望の対象となる歴史的建造物

図名：都市景観協議地区図3
見通し景観・眺望景観等

変更案



- 関内地区都市景観協議地区
- <見通し景観>
 - 見通し景観形成街路
 - 視点場となる交差点
 - ← 見通し景観の向き
- <眺望の視点場>
 - 眺望の視点場
 - 眺望景観の向き
- <横浜三塔への眺望の視点場>
 - 横浜三塔への眺望の視点場
 - 赤レンガパークの視点場からの眺望の向き
 - 大さん橋の視点場からの眺望の向き
- 前景エリア
- 後景エリア
 K：キングの塔の後景エリア
 Q1, Q2：クイーンの塔の後景エリア
 J：ジャックの塔の後景エリア
- 眺望の対象となる歴史的建造物

図名：都市景観協議地区図3
見通し景観・眺望景観等